

長野市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成21年4月13日

長野市監査委員	高	波	謙	二
同	三	井	経	光
同	祢	津	栄	喜

措置の通知書

平成 20 年度 定期監査（前期）（20 監査第 34 号）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 収入に関する事務について</p> <p>(1) 収納金の還付方法を改めるべきもの</p> <p style="text-align: right;">(報告書 2 ページ)</p> <p>公民館の成人学校受講料について、講座の中止等で還付が生じた場合に、収納金の中から直接現金で還付していた。</p> <p>還付金の処理については、戻出命令により適正に処理されたい。</p> <p>(3) 収入金の払込みを適切に行うべきもの</p> <p style="text-align: right;">(報告書 2 ページ)</p> <p>保育園の一時保育料について、また、公民館の印刷機・コピー使用料について見たところ、指定金融機関等への払込みが遅れていた。</p> <p>収納した現金は速やかに指定金融機関等へ払い込むこととされているので、事務処理を適切に行われたい。</p> <p>(4) 学校徴収金の管理を適切に行うべきもの</p> <p style="text-align: right;">(報告書 2 ページ)</p> <p>学校長へ委任払をしている就学援助費について、資金を受け入れている預金口座が用途の異なる補助金と同一であるため、預金利子が区別できず、処理されていなかった。</p> <p>預金利子は目的によって取扱いが異なるので、目的別に管理できるよう事務処理を適切に行われたい。</p>	<p>受講料の還付が生じた場合については、還付金の処理を戻出命令により適正に処理することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(長沼公民館)</p> <p>収納金の払込みについては、入金次第、速やかに指定金融機関へ払い込むことで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(長沼公民館)</p> <p>収入に関する事務の就学援助費については、資金を受け入れる預金口座が用途の異なる補助金と同一であるため、預金利子が区別できない状態だったので、受け入れ口座を「資金前途金口座」へ変更（平成 20 年 7 月 23 日）し、預金利子が明らかになるよう改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(徳間小学校)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 定期監査（前期）（20 監査第 34 号）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 支出に関する事務について</p> <p>(1) 定期券の管理を適正に行うべきもの</p> <p style="text-align: center;">(報告書 2 ページ)</p> <p>遠距離通学費補助金について、学校長が一括購入して定期券を支給していたが、定期券の写しが一部保管されていなかった。</p> <p>長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金交付要綱に基づき、適正に行われたい。</p>	<p>すべての定期券の写しを保管するよう、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(加茂小学校)</p>